

監事の監査の範囲が会計に関するものに限定されている組合

監査報告書

中小企業等協同組合法第40条第5項により、組合から受領した平成〇〇年度財産目録、貸借対照表、損益計算書及び剰余金処分案（又は損失処理案）を監査した。

なお、当組合の監事は、定款第〇〇条（監事の職務）に定めるところにより、監査の範囲が会計に関するものに限定されているため、事業報告書を監査する権限を有していない。

1 監査方法の概要

決算関係書類の監査のため、会計に関する帳簿、書類を閲覧し、計算書類について検討を加え、必要な実査、立会、照合及び報告の聴取、その他通常とるべき必要な方法を用いて調査した。

2 監査結果の意見

(1) 財産目録、貸借対照表、損益計算書は、組合の財産及び損益の状況のすべての重要な点において適正に表示している。

(2) 剰余金処分案（又は損失処理案）は、法令及び定款に適合している。

3 追記情報（記載すべき事項がある場合）

平成〇〇年〇〇月〇〇日

〇〇協同組合

監 事 ○ ○ ○ ○ 印
監 事 ○ ○ ○ ○ 印